

取調べ録音録画記録と自白評価・事実認定（今市事件控訴審判決）

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 平成 30 年 8 月 3 日

【事 件 番 号】 平成 28 年（う）第 983 号

【事 件 名】 殺人、商標法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件（今市事件控訴審判決）

【裁 判 結 果】 破棄自判（無期懲役）

【参 照 法 令】 刑事訴訟法 317 条・397 条 1 項・379 条・382 条・440 条但書

【掲 載 誌】 判時 2389 号 3 頁、判タ 1456 号 75 頁

LEX/DB 文献番号 25561023

事実の概要

2005（平成 17）年 12 月 1 日、下校中に消息不明となった 7 歳女兒の遺体が、翌日、山林内で全裸の状態で見つめられた。遺体胸部に 10 個の刺創が認められ、後頭部には粘着テープが貼り付いていた。死因は心刺通による失血死とされた。

被告人 X は、2014（平成 26）年 1 月 29 日、商標法違反（所持）の嫌疑で現行犯逮捕され、同年 2 月 18 日に同法違反で起訴された。X は、同日起訴直前の検察官取調べで被害者の殺害を認めたが（録音録画無し）、起訴直後の取調べでは同自供の記憶がないなどと述べた。同年 2 月 24 日、X は姉と接見し、「事件」を起こしたことを謝罪する母宛の手紙（以下、手紙という）を託した。なお X は商標法違反で起訴された後も今市警察署の留置場で勾留され、同年 4 月 9 日まで本件殺人の取調べが続行された。

X は、同年 6 月 3 日、本件殺人の嫌疑で逮捕された。本件殺人の起訴前勾留の終盤である同年 6 月 20 日～22 日、検察官の取調べにより自白調書（乙 55 から 58）が作成された。X は同年 6 月 24 日、殺人罪で起訴された。

原判決は、「客観的事実のみから被告人の犯人性を認定することはできないが、客観的事実に、その一連の経過や殺害の態様、場所、時間等その根幹部分において信用することができる被告人の自白供述（乙 55 ないし 58）を併せれば、被告人が被害者を殺害したことに合理的な疑いを入れる余地はなく、被告人が被害者を殺害した犯人であると認められる」とした。なお原判決は、自白の信用性を評価するにあたり、取調官の証言及び取調べの録音録画記録から被告人の「供述経過及び

供述態度」を認定した。

判決の要旨

「供述の信用性の補助証拠として採用した本件各記録媒体により、直接的に被告人の犯人性を認定した原審の訴訟手続には法令違反が認められ、また、殺害犯人であることを自認する点を除き信用性に疑いのある本件自白供述に基づき、被害者が殺害された日時、場所を公訴事実どおりに認定した原判決には事実の誤認があり、これらは、いずれも判決に影響を及ぼすことが明かである」から、「原判決は全部破棄を免れない」。

「情況証拠から認められる間接事実を総合すれば」、「被告人が殺害犯人であることは合理的な疑いを差し挟む余地なく認められ、ただし、殺害行為が公訴事実記載の日時、場所で行われたことの証明がないところ……検察官から請求され、当裁判所が許可した予備的訴因、すなわち、殺害の日時を『平成 17 年 12 月 1 日午後 2 時 38 分頃から同月 2 日午前 4 時頃までの間に』と、場所を『栃木県内、茨城県内又はそれらの周辺において』とそれぞれ改める訴因については証明があり、直ちに判決をすることができる」。

判例の解説**一 はじめに**

本判決¹⁾には種々の論点があるものの、紙幅の都合上、取調べの録音録画記録（以下、記録という）の扱い、自白供述の信用性評価の手法、そして事実認定の手法に絞って、以下、検討する。

二 取調べ録音録画記録の扱い

1 原判決は、記録を、自白の信用性を判断するための補助証拠として利用したこと、具体的には、同記録（及び取調官の証言）から被告人の供述経過及び供述態度を認定し、これを自白の信用性の裏付けとしたことが注目されてきた。他方で本判決は、なるほど原判決による同記録の利用を批判したものの、同記録について、自白の信用性の補助証拠や実質証拠とすることの一般的禁止（証拠能力の否定）を唱えたわけではない。

すなわち本判決は、原判決が「記録媒体（及び取調官の証言）で再現された被告人の供述態度から直接的に犯罪事実（被告人の犯人性）を認定するものとなっている」ところ、「このような審理の在り方は、取調べの録音録画を実質証拠としないと整理した趣旨に整合するものではないし、適正な事実認定の手続ともいい難い」、「疑問のある手続経過によって、本件各記録媒体を供述の信用性の補助証拠として採用し、再現された被告人の供述態度等から直接的に被告人の犯人性に関する事実認定を行った原判決には刑訴法 317 条の違反が認められ〔る〕」という。

2 このようにして本判決は、原判決が記録を「実質証拠としないと整理した」にも拘わらず、実際には同記録により「直接的に被告人の犯人性に関する事実認定を行った」という「手続経過」に「疑問」がある点で、刑訴法 317 条違反を認めた。つまり、証拠決定の内容と実際の証拠の扱いとに齟齬がある点で、適式な証拠調べを欠いたということであろう。

したがって記録について、実質証拠ないし自白の信用性の補助証拠とする必要性・相当性があると整理され、その通りに証拠調べが行われるという事態が一切否定された訳ではない²⁾。

三 自白供述の信用性評価の手法

1 本判決は、「被告人の内心が映像と音声により映し出されるわけでもないのに、同記録媒体により再現される取調べ中の被告人の様子を見て、自白供述の信用性を判断しようとするには強い疑問がある」、このような「信用性の判断は、被告人の自白供述が自発的なものと認められるかどうか、というような単純な観点から結論を導くことにつながる危険性がある」、「本件自白供述の信用性に関する箇所では判断するように、自発的であ

っても虚偽供述の可能性があることが、見落とされる危険性がある」という。

ここにいう「自発的」な「虚偽供述」とは、「自己の刑責を実際よりも軽くするため」にしたと本判決がみなす、「殺害犯人であることの自認」部分以外の、「一連の経過や殺害の態様、場所、時間等に関する部分」の供述を指す。本判決は、これらの「部分については、客観的な裏付けがないばかりか、むしろ遺体発見現場や遺体の客観的な状況と矛盾する可能性が高〔い〕」という。

2 もっとも原判決にせよ本判決にせよ、等しく根本的に批判されるべきは、記録（及び取調官の証言）から供述経過等を認定し、これをもとに被告人の自白供述（乙 55 ないし 58）が自発的か否かを決したこと自体である。すなわち本判決の思考プロセスは、①記録等により自白供述は自発的であると判断し、②自白供述のうち「殺害犯人であることの自認」部分以外の供述部分は、客観的証拠との矛盾により、虚偽であると評価した上で、③「自発的であっても虚偽の供述がなされた」という認定を合理化するため、被告人は「自己の刑責を実際よりも軽いものにするため」に虚偽の供述をしたとするものである。

このようにして本判決は、取調べの、しかもその一部だけの記録等により、自白供述は自発的であると即断してしまった結果、全捜査・全取調べのプロセスを念頭に置いて、捜査機関による誘導や捜査機関への迎合等の可能性を真摯に検討することを怠ったようにみえる。

3 たとえば、自白供述の内容のひとつである「殺害場所は遺体発見現場である」というのは、もっぱら自白によって明らかにされた訳ではなく、現場の血痕の状況に関する捜査をもとに捜査機関が見立て、その見立てを訴追機関も維持し、原判決も肯定したところ、これを否定する弁護側の実験が功を奏し、本判決も否定したものである。

本判決によれば、真犯人である被告人は、殺害場所は遺体発見現場でないことを知りつつ、自発的に「殺害場所は遺体発見現場である」という虚偽の供述をしたことになる。しかし上述の通り、「殺害場所は遺体発見現場である」というのは捜査機関自身の見立てであった以上、かかる見立てをもとに捜査機関が無実の被告人を誘導する、あるいはかかる見立てを持つ捜査機関に無実の被告人が迎合する可能性も十分考えられる。それにも

拘わらず、なぜこのような可能性が排斥されるか、本判決は一切説明しない。

本判決は、自白供述における殺害の経緯と態様は通常想定されないとして、取調官の誘導の可能性を否定する。しかし殺害の態様は殺害場所＝遺体発見現場を前提とするもので、殺害場所について誘導・迎合の可能性が排斥されないのは前述の通りだから、殺害の態様についても誘導・迎合の可能性は排斥され得ない。

4 また本判決は、それら虚偽供述が刑責を軽いものにするためにしたといえるのはなぜか、実際それらの供述に刑責を軽くしうる要素はあるか、といった点についても、一切説明しない。

たとえば、一連の経過に含まれる、わいせつ行為に関する供述は「自己の刑責を実際より軽いものにするためにした」とはいい難い性質のものである。ところが本判決は、「わいせつ行為に関する部分に信用性が認められない」との結論を開陳するだけである。

5 自白供述のうち、犯行の態様、場所、時間等、その「根幹部分」が虚偽であるとして全て崩れたにも拘わらず、本判決は、「殺害犯人であることの自認」部分については「他の証拠によって客観的に裏付けられ」、「支えられ」ているから、「信用性を認めることができる」とした。

ここにいう「裏付け」や「支え」とは、「情況証拠」によって認められる3つの「間接事実」であるところ、そのうちの2つは「矛盾しない」あるいは「可能性がある」という程度のものにすぎないから、被告人の犯人性はもとより、自白の信用性という要証事実に対しても、推認力が弱い。

もう1つの「間接事実」が手紙であるところ、手紙と自白供述は「いずれも、被告人に対する捜査中になされたものであり、また自白として実質的に扱われている以上、本件手紙に独立した証拠価値はなく、ゆえに自白の信用性を裏付け得ない」というべきである³⁾。

四 事実認定の手法

1 本判決は、有罪とした原判決に事実誤認があるとしながら、7つの「間接事実」の総合評価により、有罪の自判をした。この事実認定にかかる問題点について、詳細は別稿⁴⁾で論じたところであるから、以下、摘記するにとどめる。

2 本判決は、原判決が「認定した個々の間接

事実のうちに被告人の犯人性について決め手となるものが存在しないことから、『客観的事実のみから被告人の犯人性を認定することはできない』との結論を導いたもののように読める」ところ、最三小判平22・4・27(刑集64巻3号233頁)の「趣旨にそぐわない」し、「情況証拠によって認められる間接事実を総合して事実認定すべき場合の判断手法として不合理」であるという。

かようにして本判決は、判例の解釈にとどまらず、あるべき事実認定論を示唆するものの、それが正当である理由は一切説明しない。

もっとも本判決は、被告人の犯人性を自判するにあたって、手紙を「決め手」となる「間接事実」とみなし、手紙だけで有罪心証に極めて近い心証をとりつつ、その他の「間接事実」をも総合評価に入れることによって、その認定を合理化しようとしているようにみえる。しかし、かかる事実認定の手法については、以下の問題点がある。

3 まず手紙を除く6つの「間接事実」は、いずれも被告人の犯人性を直接的に推認させる第1次間接事実ではなく、実質的にみても推認力の弱い間接事実ばかりである。第1次間接事実よりも下位の間接事実、そもそも被告人の犯人性を認定する最終的な総合評価に参加する資格がなく、また推認力の弱いものを積み重ねても、推認力は高まらない。

4 他方で手紙は、その写しが甲号証(非供述証拠)として取り調べられたものであった。ところが本判決は、手紙は「本件殺人を行ったことを母親に謝罪する」ものであり、「犯人でないにもかかわらず、母親に対し、本件殺人を犯したことを謝罪するということは通常はあり得ない」とした。これは、被告人が作成した書面(手紙)について、供述内容の真実性を評価し、信用できるといっているに等しい。

つまり本判決は、実質的には、手紙を、非供述証拠かつ間接証拠ではなく、被告人が作成した、被告人に不利益な事実の承認を内容とする供述書すなわち自白とみなしている。本判決が、他の間接事実との総合評価に入る前に、「被告人が殺害犯人でないとするれば、被告人が本件手紙を作成したことを合理的に説明することは困難である」として、手紙だけで有罪心証に近い心証をとったのも、手紙を、推認力に限界のある遡及的事実としての間接事実の裏付けというよりも、直接証拠で

ある自白に等しいと捉えたからではないか。

5 しかし仮に手紙を自白として実質的に捉えたとしても、それは、殺害の経過、殺害行為の態様、場所、時間等といった内容を一切欠いた、極めて稀薄な犯行告白にすぎない。まさしく自白の「根幹部分」に欠けた、あやふやな代物である。

ところが本判決は、2014（平成26）年2月21日の取調べで被告人は「姉と面会して大変なことをしたことを告げた後でなければ供述できない」と説明した、手紙はそのような時期に姉を介して母親に渡されたのであるから、このような「被告人の言動やその後の経過」は、手紙の趣旨を犯行謝罪と「理解することと極めてよく整合する」という。つまり本判決は、当時の被告人を取り巻く非日常性——身体拘束、孤立無援の密室取調べ、同年2月18日の検察官取調べ（録音録画無し）での本件犯行を自認する調書の作成——を顧みず、極めて表層的な「作成当時の状況等」を表現操作し、「被告人が自らの意思によって作成したもの」と認定した。

結局、本判決が、手紙にせよ、自白供述にせよ、「殺害犯人であることの自認」部分だけをピックアップして信用性が高いと評価するのは、「犯人でない者が、自分が殺害犯人であることを、謝罪したり認めたりすることは、通常あり得ないから、そのような謝罪・自認は信用性がある」という素朴短絡な「経験則」に基づくというほかない。特に手紙について、本判決は、前述の通り、被告人が自発的に作成したという認定に加え、「本件殺人の取調べを受けるようになった直後の時期」に作成したとして、要は、それが短時間での自白であることを重視しているようにも見える。

しかし、短時間自白が虚偽であった事例は稀ではない。もとより今回の手紙は、別件の商標法違反で逮捕・勾留・起訴された後に作成されたものであり、短時間自白といえるか、疑問もある。

6 手紙は、その写しが甲号証として取り調べられていたところ、本判決によって自白であり「決め手」であると位置付けられた点は、手続的にも大きな問題がある。すなわち、刑訴法322条1項但書所定の「任意にされたものでない疑い」の有無に関する立証の手続がとられていない以上、そもそも証拠能力を認めることはできない。

これは、被告人・弁護人にとっては、証拠採否の決定に際し、証拠能力を争う機会が奪われたこ

とを意味する。さらに、手紙が突如「決め手」とされたことで、その証明力を弾劾するための防禦活動の機会（刑訴法298条・刑訴規190条2項、刑訴法309条1項・刑訴規205条1項）も奪われたものであり、証拠調べの手続的適正性を欠く。憲法31条・刑訴法317条違反というべきである。

7 本判決は、以上の7つの間接事実の総合評価により「被告人が殺害犯人でないとするれば、合理的に説明することは極めて困難」であるとして、有罪心証として合理化しう程の心証を固めてしまった後に、被告人の犯人性にとって消極的な間接事実となりうる「本件粘着テープ等から検出されたDNA型」を孤立的に評価することによって、必然的に、後者のDNA型に高度の証拠価値を求め、合理的疑いの発生を否定した。

かかる手法は、被告人に挙証責任を負わせるに等しく、「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則に反するというべきである。

●——注

- 1) 本判決にかかる解説として、玉本将之・警論71巻11号（2018年）176頁、宇藤崇・法教461号（2019年）162頁、城祐一郎・捜研819号（2019年）11頁、青木孝之・刑ジャ（2019年）167頁。

また本判決にかかる論文として、川上拓一「録音・録画記録媒体の取調べについて」研修845号（2018年）3頁以下、門野博「今市事件控訴審判決へのいくつかの疑問」判時2389号（2019年）118頁以下、浜田寿美男「『虚偽自白』がどのようなものかを知らずに『虚偽自白』を見抜くことはできるのか」同130頁以下、豊崎七絵「今市事件控訴審判決における事実認定上の問題点」法政研究85巻3＝4合併号（2019年）245頁以下、福岡伸一郎「今市事件控訴審判決」判時2400号（2019年）124頁以下、門野博「今市事件控訴審判決はなぜわかりにくいのか」刑弁99号（2019年）46頁以下。

- 2) 豊崎・前掲注1）248～249頁参照。

- 3) 豊崎・前掲注1）277～280頁参照。

- 4) 豊崎・前掲注1）。

附記 本解説は、2014-2018年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「情況証拠による刑事事実認定の理論的・実証的研究」（課題番号26380093）、2018-2022年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「現代刑事事実認定における経験則の実際の機能と理論的意義についての総合的研究」（課題番号18K01317）による研究成果の一部である。